別紙

定期接種実施要領　新旧対照表

改正後	現行
第１　総論 １～24　（略） 第２　各論 １～12　（略） 13　新型コロナウイルス感染症の定期接種 　新型コロナウイルス感染症の予防接種は、（１）に掲げる者に対し、（２）のいずれかの方法で、毎年度 10 月１日から翌年３月 31 日までの間で各市町村が設定する期間に１回行うこと。 （１）　（略） （２）接種方法 　以下のいずれかの方法により行うものとする。 　（削る）	第１　総論 １～24　（略） 第２　各論 １～12　（略） 13　新型コロナウイルス感染症の定期接種 　新型コロナウイルス感染症の予防接種は、（１）に掲げる者に対し、（２）のいずれかの方法で、毎年度 10 月１日から翌年３月 31 日までの間で各市町村が設定する期間に１回行うこと。 （１）　（略） （２）接種方法 　以下のいずれかの方法により行うものとする。 　ア　コロナウイルス（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）ＲＮＡワクチン（令和５年８月２日に第一三共株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第 14 条第１項の承認を受けたオミクロン株ＸＥＣ対応１価ワクチン）を１回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.6 ミリリットルとする方法。

ア　コロナウイルス（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）ＲＮＡワクチン（令和６年５月 29 日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第 14 条第１項の承認を受けたオミクロン株ＸＦＧ対応１価ワクチン）を充填済シリンジにより１回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.3 ミリリットルとする方法。	イ　コロナウイルス（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）ＲＮＡワクチン（令和６年５月 29 日にファイザー株式会社が医薬品医療機器等法第 14 条第１項の承認を受けたオミクロン株ＬＰ．８．１対応１価ワクチン）を充填済シリンジ剤により１回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.3 ミリリットルとする方法。
イ　組換えコロナウイルス（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）ワクチン（令和６年９月５日に武田薬品工業株式会社が医薬品医療機器等法第 14 条第１項の承認を受けたオミクロン株ＸＦＧ対応１価ワクチン）を１回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5 ミリリットルとする方法。	ウ　組換えコロナウイルス（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）ワクチン（令和６年９月５日に武田薬品工業株式会社が医薬品医療機器等法第 14 条第１項の承認を受けたオミクロン株ＬＰ．８．１対応１価ワクチン）を１回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5 ミリリットルとする方法。
ウ　コロナウイルス（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）ＲＮＡワクチン（令和７年８月 28 日に Meiji Seika ファルマ株式会社が医薬品医療機器等法第 14 条第１項の承認を受けたオミクロン株ＮＢ．１．８．１対応１価ワクチン）を１回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5 ミリリットルとする方法。	エ　コロナウイルス（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）ＲＮＡワクチン（令和６年 10 月３日にモデルナ・ジャパン株式会社が医薬品医療機器等法第 14 条第１項の承認を受けたオミクロン株ＬＰ．８．１対応１価ワクチン）を１回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5 ミリリットルとする方法。
エ　コロナウイルス（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）ＲＮＡワクチン（令和８年５月 18 日にモデルナ・ジャパン株式会社が医薬品医療機器等法第 14 条第１項の承認を受けたオミクロン株ＸＦＧ対応１価ワクチン）を充填済シリンジにより１回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.2 ミリリットルとする方法。	オ　コロナウイルス（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）ＲＮＡワクチン（令和７年８月 28 日に Meiji Seika ファルマ株式会社が医薬品医療機器等法第 14 条第１項の承認を受けたオミクロン株ＸＥＣ対応１価ワクチン）を１回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5 ミリリットルとする方法。
オ　コロナウイルス（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）ＲＮＡワクチン（令和８年５月 18 日に第一三共株式会社が医薬品医療機器等法第 14 条第１項の承認を受けたオミクロン株ＮＢ．１．８．１対応１価ワクチン）を１回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.6 ミリリットルとする方法。	（新設）
14　（略）	14　（略）